

平成 23 年 3 月 8 日
教 育 委 員 会
市 民 部

盛岡市配偶者等暴力防止及び学校教育支援基金の造成について

1 基金造成の趣旨

DV対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援及び知の地域づくりの分野に対する取り組みを強化する事業に対して、国から住民生活に光をそそぐ交付金が交付されることとなった。当該分野に係る雇用の機会の創出に要する経費の財源とする場合は、基金に積み立てた上で後年度にわたって使用することができることから、配偶者等からの暴力の防止に関する啓発並びに学校教育における児童及び生徒の学習支援の事業の財源に充てるとともに、当該交付金を適正に管理運営するため、「盛岡市配偶者等暴力防止及び学校教育支援基金」を造成しようとするものである。

2 基金造成予定額

62,044千円

3 基金造成方法等

(1) 造成方法

盛岡市配偶者等暴力防止及び学校教育支援基金条例を制定する。

(2) 基金積立

平成 22 年度一般会計歳入歳出補正予算で定める。

(3) 基金の運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入する。

4 施行期日

公布の日

5 その他

当該条例は平成 25 年 3 月 31 日限り、その効力を失い、基金に残余額がある場合は国に返還する。